

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方^{※1}への支給

● 支給対象者

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等^{※2}を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方^{※3}
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される方も対象となります

● 支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への支給

● 支給対象者

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 支給額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月に、**令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みを予定しています。

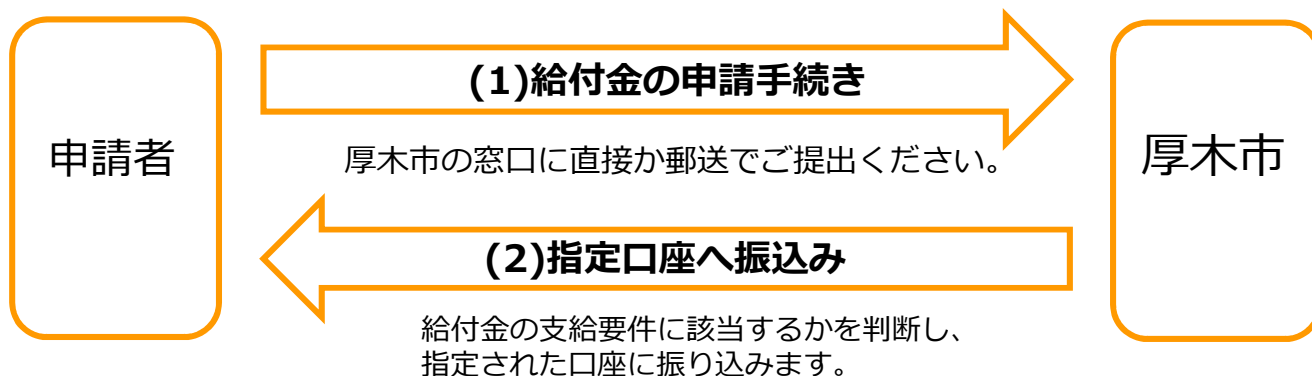
【ご注意ください】

※ **給付金を希望しない場合や、児童扶養手当の支給に指定していた口座を解約している場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。**

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 8月の更新手続き（現況届の提出）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。
- ▶ 申請内容を確認次第、随時指定された口座に振り込みます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付ともに申請が必要**です
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに厚木市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 支給要件に該当するかどうか審査後、随時指定された口座に振り込みます。



お問い合わせ先

厚木市 子育て給付課 ひとり親家庭支援係
〒243-8511 厚木市中町3-17-17（市役所本庁舎2階）
電話 046-225-2241（直通）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。